

平成27年度における障害者就労施設等からの
物品等の調達推進を図るための方針

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、平成26年度実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する事項

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達範囲

調達を担当する者は、別紙の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達方法等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、会計規程（平成15年10月1日規程第14号）第67条第14号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

一般競争入札又は企画競争等を実施する際に競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 調達実績の公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかにホームページに公表する。